

令和2年6月22日

各社会福祉施設・事業所 代表者 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部
福祉子どもみらい部長
(神奈川県福祉子どもみらい局長)

「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の改訂及び
社会福祉施設等の感染防止対策の徹底について (通知)

日ごろより、県の保健福祉行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、県では6月18日に新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」(以下「県対処方針」という。)を改訂いたしました。社会福祉施設等においては、次のとおり対応くださいますようお願いいたします。

1 事業の継続について

各社会福祉施設等においては、これまでも感染拡大防止対策を徹底の上、サービス提供を継続いただいております。今後も引き続き適切な感染防止対策を講じ、必要なサービスが提供されるようお願いいたします。

2 感染防止対策の徹底とご留意いただく事項

本県では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部として、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚生労働省事務連絡)の内容を整理し、「感染拡大防止対策」及び「感染症が疑われる者が発生した場合の対応」(令和2年4月10日付け福子総第1020号通知、5月26日改訂)をお示ししてきましたが、このたび、別紙のとおり改訂いたしましたので通知します。

国による緊急事態宣言は解除されるとともに、県対処方針も前述のとおり改訂されましたが、引き続き、県内においては、社会福祉施設等で感染疑い者の発生が報告されています。感染拡大を最小限にとどめるためには、当面、この対策の徹底が大変重要であり、この通知の内容に基づき、職員、関係者等に改めて周知徹底を図り、感染拡大防止対策に万全を期すようお願いいたします。

また、感染が疑われる者が発生した場合には、必要な支援にもつながりますので、保健所や事業所指定権者に報告・相談し、その時点での指示を仰ぐことを徹底してください。

なお、今後の状況により、この「感染拡大防止対策」及び「感染症が疑われる者が発生した場合の対応」の内容を修正する場合がありますので、随時お送りす

る事務連絡等にもご注意いただくよう、引き続きお願いします。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

障害福祉情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 1. 神奈川県からのお知らせ

→ 1-2 新型コロナウイルスに関するお知らせ

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=192&topid=1

問合せ先

福祉部高齢福祉課

福祉施設グループ 電話 045-210-4851

保健・居住施設グループ 電話 045-210-4856

在宅サービスグループ 電話 045-210-4840

福祉部障害サービス課

運営指導グループ 電話 045-210-4705

事業支援グループ 電話 045-210-4717

福祉施設グループ 電話 045-285-0738